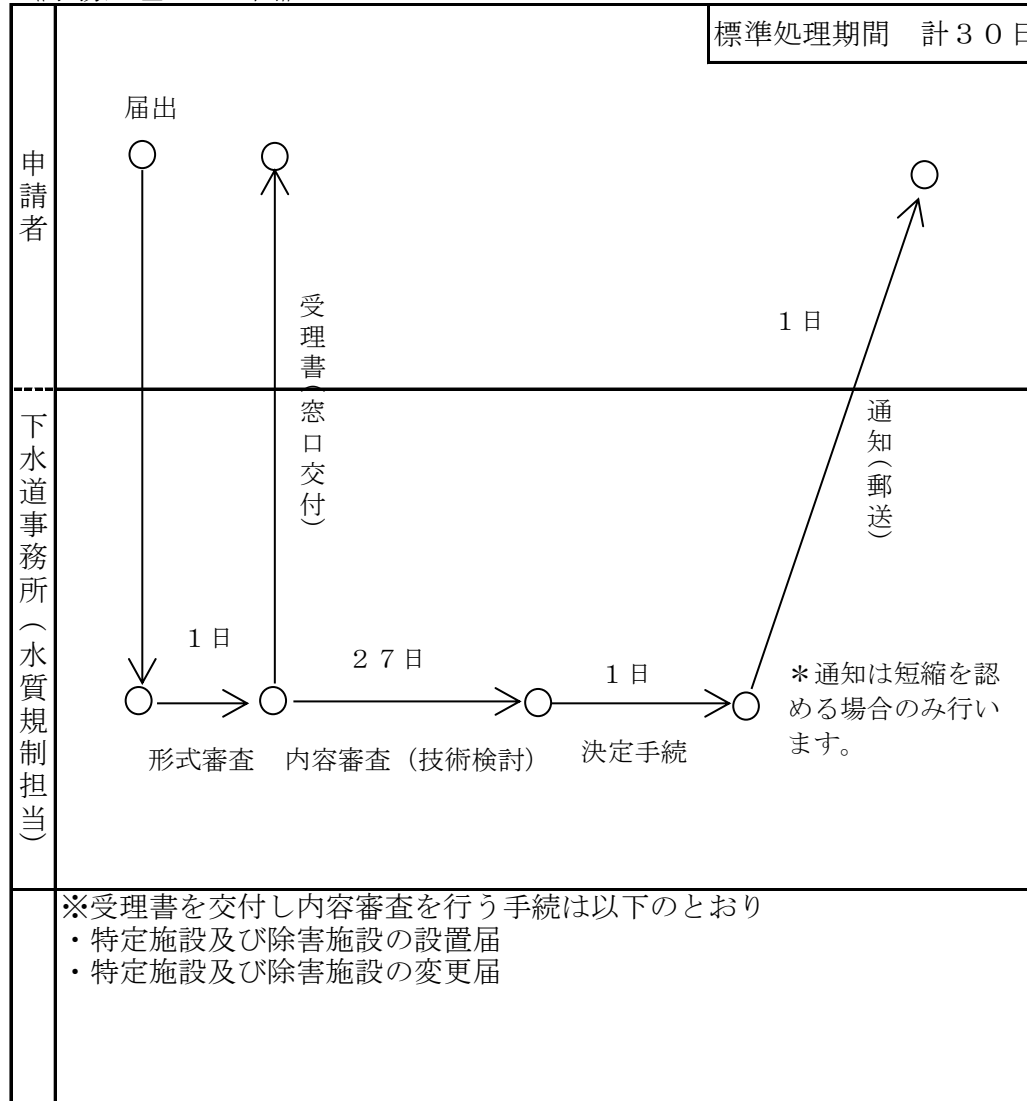


事務処理フロー図

事務名 特定施設及び除害施設の実施制限期間の短縮

作成部署 下水道局施設管理部排水設備課 (排水指導担当) 電話03-5320-6585

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	受理書	形式審査の結果、届出書が形式的な要件に適合している場合は、受理書をその場で交付します。
3	内容審査	届出書に係る実施計画について、下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれがないかどうかを審査します。実施計画が不適正な場合は、計画変更の指導を行います。計画変更の指導に従わない場合は、計画変更・廃止命令を行うこともあります。
4	決定手続	届出書の内容の適否と実施制限期間の短縮の可否について各下水道事務所お客さまサービス課長が決定します。
5	通知	届出者に実施制限期間の短縮を認めることを通知します。短縮を認めない場合は、通知は行わずに、引き続き計画の変更の指導を行います。